

茨 附 人 第 号
令 和 6 年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市人権尊重のまちづくり審議会
会長 今 西 幸 蔵

茨木市人権尊重のまちづくり審議会の答申について（案）

令和5年8月23日付け茨人権第1239号で茨木市人権尊重のまちづくり審議会に諮問のありました案件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 第2次茨木市人権施策推進計画推進状況報告書について

概ね順調に推移している。

昨年度、計画の改定にあたり本審議会で協議した内容を、今後の事業の検討に活かしながら、引き続き計画の推進に取り組まれない。

一つには、人権に関する学習について、研修や講演会など、オンラインで学ぶ機会が増えているが、参加環境の整備や学習効果の測定についても十分に検討しながら進めていく必要がある。

2点目に、人権教育・啓発に取り組む指導者の養成については、従前から講座への参加者の減少が課題となっているが、団体や企業、学校などの対象や目的に合わせて講座の形や内容を具体的に検討していく必要がある。

3点目に、人権侵害からの保護・救済においては、各種相談機関の連携が非常に重要であり、一層の強化を図られたい。

また、今後、事業実績だけでなく、計画全体の推進体制等についても適宜報告いただき、本審議会での検討事項に加えたい。

2 いのち・愛・ゆめセンター事業概要について

人権施策推進の拠点として、各館で多様な活動に取り組んでいる。

この数年間、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったが、人々の生活が元に戻りつつある一方で、まだ様々な問題が残っている。今後も地域に寄り添ったきめ細かな相談・支援を行うとともに、人権啓発による人権尊重のまちづくりの発信に取り組まれることを期待する。

3 その他人権施策に関する事項

今年度新たに開始された犯罪被害者等見舞金制度は、犯罪行為による被害の早期回復や軽減の一助となる重要な取組である。個人情報取り扱いにも十分留意しながら実施されたい。

また、性の多様性を尊重する取組の一つとして、LGBTQフレンドリー企業登録制度が開始された。引き続き、周知・啓発に努められたい。

以 上